

大阪地方裁判所堺支部 平成●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求事件

国側当事者・国

令和3年2月8日一部認容・棄却・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	市谷 諭史
同	井上 裕貴
同	田中 久恵
同	美馬本 進
同	玉田 妙子
	ほか
被告	Y株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	中 紀人
同	橋本 芳則
同	森本 純
同	安井 祐一郎
同	加藤 卓
	ほか

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1707万7117円及びこれに対する平成30年6月20日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その2を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、2877万2600円及びこれに対する平成30年6月20日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、株式会社B（以下「B」という。）に対して租税債権を有する原告が、Bの被告に対する請負代金債権（以下「本件請負債権」という。）を差し押さえた上、被告に対し、国税徴収法67条1項規定の取立権に基づき、本件請負債権及びこれに対する債権差押通知書が被告に送達された日の翌日である平成30年6月20日から支払済みまで平成29年法律45号

による改正前の商法514条に基づく商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いがないか、当裁判所に顕著な事実か、証拠により容易に認められる。）

(1) Bと被告間の請負代金債権（本件請負債権）

ア 被告とBは、平成18年頃、要旨以下の内容で、Bが金属製品の加工等の仕事を完成し、被告がその代金を支払う旨の請負契約を締結した（以下「本件請負契約」という。）

(ア) 仕事（請負の目的） 重機部品の製造・加工

(イ) 代金 覚書（甲8）に基づく出来高により算出する。

(ウ) 代金支払方法 Bが、毎月15日締切りの請求書を毎月20日までに被告に提出し、被告は、翌月5日に銀行振込みにより滞納会社に支払う。

イ Bは、本件請負契約に基づき、平成28年3月16日から同年10月31日までの間、金属製品加工等の仕事を行い、完成品を被告に引き渡した。

ウ この結果、Bの被告に対する請負代金債権は、別紙1「請負代金債権目録」記載のとおり、9376万2600円となり、弁済額6499万円を控除した残額は2877万2600円となる。

（甲5の1・2、乙12）

(2) 租税債権

原告は、Bに対し、平成31年1月1日時点で別紙2「租税債権目録2」記載の租税債権を有している（以下「本件租税債権」という。なお、平成30年6月19日時点での本件租税債権は、別紙3「租税債権目録1」記載のとおりである。）。

原告は、本件租税債権を徴収するため、平成30年6月19日、国税徴収法47条1項1号、62条1項及び3項の規定に基づき、Bが被告に対して有する本件請負債権を差し押さえ、債権差押通知書は、同日、被告に送達された。

(3) 被告の元帳（立替金）（以下「本件元帳」という。）

本件元帳の内容は別紙4記載のとおりである。

(4) 相殺の意思表示

被告は、令和元年5月27日の本件弁論準備手続期日において、Bに対する立替金債権（立替金債権の有無・内容については後記のとおり当事者間に争いがある。）をもって、本件租税債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。（当裁判所に顕著な事実）

2 争点及びこれについての当事者の主張

(1) 権利濫用・信義則違反（被告は、本件請負債権の実態に照らして原告が本件請負債権を請求することは不当であると主張していることから、権利濫用又は信義則違反の主張をするものと善解する。）

（被告の主張）

ア 本件請負債権は、形式的にはBが被告に対して有する請負報酬債権ではあるが、その実態は、Bの役員が高額な報酬を得るための不当な売掛金の残金である。

イ すなわち、C（Bの元代表者。以下「C」という。）及びA（被告代表者）は、平成14年当時、いずれも被告で勤務していたが、父親であるDがいつまでも同じ会社に勤務することを良しとせず、将来的には別会社を設立し、異なる事業を行うべきと考えていた。

そこで、Bを設立し、Cが同社を経営することとなった。その際、Bに被告の従業員の一部を移籍させ、被告からBに対する業務委託の方式をとることとした。

Dが平成17年8月に死亡後、Cは被告に対するBの業務委託報酬を一方的に増額して請求し、その報酬は異常な高額となった。

被告代表者は異議を唱えたが、Cから、値上げを拒否するのであればBの従業員全員を引き上げると脅されたため、値上げを拒否することはできなかった。

このようにBが一方的な値上げを強行した理由は、Cら役員が高額な役員報酬を取得し、浪費をするためであった。他方、被告代表者の報酬はわずか450万円であった。

被告は、増額された後も請負代金の支払を続けてきたが、経営悪化に伴い、平成28年頃からは、Bが請求する請負代金のうち合理的な部分のみを支払うこととした。残りの部分は、Bの役員が高額な報酬を得るために一方的に値上げした部分である。

ウ 以上のとおり、本件請負債権は、不当な手続によってされた値上げの残滓であり、その実在性は疑わしく、これを請求することは不当である。

(原告の主張)

被告の主張は否認ないし争う。

(2) 弁済の可否

(被告の主張)

ア 各種支払について (別紙4関係)

被告は、Bから依頼を受け、次のとおり支払った。

(ア) 平成28年11月1日 「9/30 B」 200万円

被告は、Bに対し、平成28年9月30日に買掛金として310万円を支払った。しかしながら、堺東年金事務所から滞納保険料につき平成28年9月5日付け差押予告通知がされ、同年10月31日付け差押えがされていたため、同年11月1日付けで買掛金として処理すると、上記差押えとの関係で問題が懸念されたため、同日付で立替金として処理したものである。

(イ) a 同月11日 「B E会計・F労務・G病院」 28万0922円
b 同年12月5日 「B E会計・F労務」 9万2242円
c 同月30日 「B H司法書士」 15万1618円

被告は、Bの税理士事務所、社会保険労務士事務所、病院、司法書士事務所に対して、Bが負担していた顧問料、従業員の健康診断に関する費用、登記費用等を支払った。

(ウ) a 同年11月15日 「B 給料」 692万9339円
b 同年12月15日 「B 給料」 388万6061円

被告は、平成28年11月1日からBの従業員全員を引き受けることとなった。その際、Bは同年10月末日までの給与を支払う必要があったが、Bに資金がないとのことであったため、やむなく同期間中の給与を支払った。

(エ) a 同年11月30日 「B I」 100万円
b 同年12月30日 「B I」 57万円
c 同日 「B I」 100万円
d 同日 「B C」 23万円

被告は、Bに資金がないとのことであったため、Bに懇願され、やむなくBに必要な

費用（買掛金の支払、役員的生活費相当分の給与等）を支払った。

- (オ) a 平成29年2月7日 「B E会計事務所」 3万3244円
b 同月28日 「B E会計事務所」 27万1637円
c 同日 「B H」 3万円

上記（イ）と同旨。

- (カ) 同年3月6日 「B ●●カード」 15万1580円

被告は、本来はBが負担すべきBの代表者の福利厚生に関する費用である、Cが岐阜県高山市の病院に入院した際の宿泊費等を支払った。

- (キ) 同年5月10日 「B 源泉所得税」 2万0420円

被告は、Bに代わって源泉所得税を納付した。

イ 上記各支払は、被告からBに対する本件請負債権の弁済と評価することができる。

(原告の主張)

ア 各種支払について（別紙4関係）

- (ア) 平成28年11月1日 「9/30 B」 200万円

被告名義の口座の当座勘定照合表（乙1）には平成28年9月30日に200万円が出金された旨が記載されているのみであって、これをBに交付したとは認められない。また、買掛金として支払ったのであれば、台帳にその旨記帳されているはずであるが、そのような記載は存在しない。さらに、他の支払はほとんど振込みにより行われているにもかかわらず、上記200万円の支払のみを現金で行ったのは不自然である。加えて、平成28年9月30日にBに対する未払の買掛金として支払ったものを、同年11月1日にBに対する立替金に振り替えたとの主張自体不自然である。

- (イ) a 同月11日 「B E会計・F労務・G病院」 28万0922円
b 同年12月5日 「B E会計・F労務」 9万2242円
c 同月30日 「B H司法書士」 15万1618円

証拠（乙2の1～3）をみても、被告が一定の金額を振り込んだ事実しか読み取ることはできず、Bがいかなる債務を負っていたのか明らかでない。被告代表者は、平成30年9月13日に行われた富田林税務署財務事務官による質問応答において、「H司法書士と記載した12.30借方151,618円の箇所は、支払を証明できる書類がなく、支払った経緯は分かりませんし、記憶にもありません。」と述べ（甲12）、被告の主張と整合しない。振込金額と本件元帳での金額も一致しない。

- (ウ) a 同年11月15日 「B 給料」 692万9339円
b 同年12月15日 「B 給料」 388万6061円

証拠（乙3の1・2）をみても、被告が一定の金額を振り込んだ事実しか読み取ることはできず、本件元帳の記載をみても、Bがいかなる債務を負っていたのか明らかでない。また、上記証拠は、いずれも振込前に出力された帳票であるから、これをもって振込みが行われたと認められない。

- (エ) a 同年11月30日 「B I」 100万円
b 同年12月30日 「B I」 57万円
c 同日 「B I」 100万円
d 同日 「B C」 23万円

上記金員はいずれも被告自身のIらに対する借入金を返済したものにすぎない。仮にそうでないとしても、Iらに対する生活費の援助（贈与）である可能性が高い。被告代表者は、平成30年9月13日に行われた富田林税務署財務事務官による質問応答において、「普段から両者とYが金銭の貸し借りをしていたことがありまして、その借入金の返済分であり、現金で交付しており、立替金ではありません。」と述べている（甲12）。したがって、Bに対する求償権は発生しない。

- (オ) a 平成29年2月7日 「B E会計事務所」 3万3244円
b 同月28日 「B E会計事務所」 27万1637円
c 同日 「B H」 3万円

証拠（乙4の1・2）をみても、被告が一定の金額を振り込んだ事実しか読み取ることとはできず、本件元帳の記載をみても、Bがいかなる債務を負っていたのか明らかでない。被告代表者は、平成30年9月13日に行われた富田林税務署財務事務官による質問応答において、B（H）に係る3万円について、「支払を証明できる書類がなく、支払った経緯は分かりませんし、記憶にもありません。」と述べている（甲12）。また上記証拠は、いずれも振込前に出力された帳票であるから、これをもって振込みが行われたと認められない。

- (カ) 同年3月6日 「B ●●カード」 15万1580円

証拠（乙5）のみではBの負担する費用の支払のためにされたのか明らかでない。また、Bは経営難のため平成28年11月頃には事業を停止したものと認められるところ、被告主張の費用がBに必要な経費とはいえない。

- (キ) 同年5月10日 「B 源泉所得税」 2万0420円

平成29年5月10日にBが納付すべき源泉所得税2万0420円が納付されているが、被告がこの立替払をしたか明らかでない。本件元帳に事実と異なる記載がされているから、これに記載があることをもって、被告がBのために立替払したと認めることはできない。

イ 仮に被告がBに対して上記アの各金員を支払っていたとしても、各支払前の平成28年10月31日に堺東年金事務所により本件請負債権が差し押さえられ、被告とBとの間で弁済等が禁止されている状態にあり、被告及びBはこれを認識していたのであるから、被告とB間の立替払を本件請負債権の弁済と評価する余地はない。

ウ 仮に被告がBに対して上記アの各金員を支払っていたとしても、少なくとも本件請負債権のうち1212万5537円については何ら抗弁が付着していないことから、本件請負債権全額の支払を拒む理由にはならない。

(3) 相殺の可否（自働債権である立替金債権の有無・内容）

(被告の主張)

ア 上記(2)被告の主張アと同じ。

イ 上記支払は、被告がBに代わって立て替えたものである。

(原告の主張)

被告の主張は否認ないし争う。詳細は上記(2)原告の主張と同じ。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（権利濫用・信義則違反）について

(1) 各掲記の証拠等によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告とB間において、平成28年4月28日、製品加工等請負契約公正証書が作成された(以下「本件公正証書」という。)

本件公正証書12条(請負代金)1項には、「本件請負業務に対する請負代金は、各請負業務内容による単価と製造・加工部品の合格個数によって定まる。なお、上記単価の算定に当たっては、甲・乙間で別途定めた「覚書」に基づき、請負業務に係わった稼働人数と稼働時間を基礎とする出来高をもって算出する。」と記載されている。(甲5の1、7、8、丙2、3、19、被告代表者25頁)

イ Bは、被告に対し、平成28年4月から同年10月まで、別紙1「請負代金債権目録」記載のとおり記載した各請求書(以下「本件各請求書」という。)を送付した。被告がBに対し、本件各請求書の交付を受けた際、その都度、本件各請求書の内容に誤りがあることを個別に指摘した事情は窺われない。(甲9、丙4、19、被告代表者23頁)

ウ 平成28年6月28日、被告本社において被告のメインバンクであるJ銀行が出席する会議が開催され、C、Bの代理人弁護士、被告代表者、当時被告を支援していた株式会社K(K)の担当者、被告の債権者であるL有限責任組合の組合員であるM株式会社の担当者が出席した。このとき、B側から被告側に対し、本件請負契約に基づく請負代金を支払うよう求めたところ、被告側は、具体的な支払方法を示さなかったが、請負代金を支払わなければならないことを拒否する態度を示すことはなかった。(乙18、丙16、19、証人C7頁、被告代表者24～25頁)

エ その後、被告とBの経営統合の話が進められ、平成28年9月8日までに、被告がBに対し、未払請負代金を、毎月5日、10日及び末日に月額合計430万円の分割払する方法で支払うとの案を提案した。これに対し、Bは、月額合計500万円の支払を提案し、その内容で合意書の作成に着手した。結局、上記合意書は完成せず、堺東年金事務所の同年9月5日付け差押予告通知等がされたことから、上記合意書に基づく支払はされなかった。(乙18、丙9、10、16、19、証人C9頁)

オ 被告代表者は、平成30年5月30日に行われた富田林税務署財務事務官による質問応答において、未払の本件請負債権があることを認める回答をした。(甲5の1・2)

(2) 上記(1)の事実を総合すると、被告は、Bから本件各請求書の交付を受け取った平成28年4月から同年10月まではもちろん、その後本件請負債権の内容を検討できる機会においても、本件請負債権の存在や金額に異議を申し立てておらず、本件請負債権が存在したことを前提としていたといえる。仮に本件請負債権がBの役員の高額な報酬を賄うための不当な売掛金であったとすれば、被告は、本件公正証書作成時から、報酬の金額の定め方に異議を申し述べるはずであると考えられるのに、そのような言動をしていない。一方で、被告は、本件訴訟に至って、前記第2の2(1)被告の主張のとおり、本件請負債権の実在性を否定する主張をし、上記主張に沿った陳述(乙11)・供述をするのみであって、他に被告の上記主張を裏付ける客観的な証拠もない。さらに、被告はBの役員報酬の高さを示すという証拠(乙19～21。枝番号を含む。被告代表者3～7頁)を提出等するが、上記認定判断に照らせば、これらの証拠のみでは、原告による本件請負債権の請求が不当であるということとはできない。

(3) したがって、本件請負債権の存在に疑問を持つべき事情はなく、原告の請求が権利濫用又

は信義則に反すると認めることは困難である。

2 争点(2) (弁済の可否) について

(1) 各種支払について (別紙4関係)

ア 平成28年11月1日 「9/30 B」 200万円

前提となる事実(3)及び証拠(甲12・3頁、乙1、11)によれば、平成28年9月30日に被告名義の当座預金口座から200万円が引き出されたこと、本件元帳の平成28年11月1日欄に「9/30 B」として借方に200万円が記載されていること、被告代表者は、平成30年9月13日に行われた富田林税務署財務事務官による質問応答において、「9/30B11. 1借方2,000,000円の箇所は、当初はYにおいて平成28年9月30日にBに対する未払金として支払っていたものであり、後にBの社長から決算書等を受領し、Bの未収金額とYのBに係る未払金額とを突合したところ、金額に相違があったことから、これについてYの税務代理人(中略)に調査を依頼した結果、立替金勘定に計上し直したものです。」と回答したことが認められる。しかしながら、証拠(甲5の2・1~7頁、甲12の7~13頁)によれば、従前、被告はBに対し、振込又は支払手形により支払をしていたものであり、現金を交付して請負代金を支払っていた事情は窺われなし、Bが現金を受領した領収証等の証拠もない。また、証拠(乙1)によれば、被告が支払ったという平成28年9月30日に、同じ被告名義の当座預金口座からBに対し110万円が振り込まれているのに、200万円を引き出し、これをBに現金を交付する方法で支払う合理的な理由も見当たらない。したがって、被告がBに200万円を支払ったとは認められず、この点に関する被告の主張は理由がない。

イ(ア) 同年11月11日 「B E会計・F労務・G病院」 28万0922円

(イ) 同年12月5日 「B E会計・F労務」 9万2242円

(ウ) 同月30日 「B H司法書士」 15万1618円

前提となる事実(3)及び証拠(甲12・3頁、乙2の1~3、7、8、11)及び弁論の全趣旨によれば、被告名義の普通預金口座から、平成28年11月11日にE、F及びGリジチョウに合計27万9626円が振り込まれたこと、この振込手数料は1296円であったこと、被告名義の当座預金口座から、同年12月6日頃にF及びEに9万1270円が振り込まれたこと、この振込手数料は972円であったこと、被告名義の預金口座から、同月30日頃にHに15万1618円が振り込まれたこと、Bは、E会計事務所、F社会保険労務士、G病院、H司法書士に対し各報酬を支払わなければならなかったこと、本件元帳の平成28年11月11日欄に「B E会計・F労務・G病院」として借方に28万0922円が、同年12月5日欄に「B(E・F)E会計・F労務」として借方に9万2242円が、同月30日欄に「B(H)」として借方に15万1618円が、それぞれ記載されていること、被告代表者は、平成30年9月13日に行われた富田林税務署財務事務官による質問応答において、「E会計、F労務、G病院と記載した11. 11借方280,922円とE会計、F労務12. 5借方92,242円の箇所は、Bの当時の顧問税理士であるE税理士及びF社会保険労務士に対する報酬支払、G病院への健康診断に係る支払です。」「H司法書士と記載した12. 30借方151,618円の箇所は、支払を証明できる書類がなく、支払った経緯は分か

りませんし、記憶にもありません。」と述べたことが認められる。

以上の事実を総合すると、上記平成28年12月30日の支払の証拠もあることから、全て被告がBの費用を支払ったと認められる。

- ウ (ア) 同年11月15日 「B 給料」 692万9339円
- (イ) 同年12月15日 「B 給料」 388万6061円

前記1(1)エのとおり、被告とBとの間で経営統合の話が進められていたものである。また、証拠(乙11、18、証人C10、20、21、32~37頁、被告代表者10、15、16頁)によれば、Bでは、従業員の給料につき、毎月15日締めで翌月15日支払と定められていたこと、Bは平成28年10月末日まで従業員を雇用していたが、同月分の給料を従業員に支払わなかったこと、このため、経営統合によりBの従業員を引き継いだ被告が、本来はBが従業員に対して支払うべき同月分の給料をBに代わって支払ったことが認められる。さらに、前提となる事実(3)及び証拠(甲12・2頁、乙3の1・2、9の1・2、11、証人C33頁)によれば、被告名義の当座預金口座から、平成28年11月15日にNほかBの従業員に合計692万9339円が振り込まれたこと、同口座から、同年12月15日に、NほかBの従業員に合計388万6061円が振り込まれたこと、本件元帳の平成28年11月15日欄に「B 給料」として借方に692万9339円が、同年12月15日欄に「B 給料」として借方388万6061円が、それぞれ記載されていること、被告代表者は、平成30年9月13日に行われた富田林税務署財務事務官による質問応答において、「給料と記載したものは、11.15借方6,929,339円及び12.15借方3,886,061円の2箇所、Bの従業員に対する未払賃金を支払ったものです。」と述べたことが認められる。

以上の事実を総合すると、全て被告がBの費用を支払ったと認められる。

- エ (ア) 平成28年11月30日 「B I」 100万円
- (イ) 同年12月30日 「B I」 57万円
- (ウ) 同日 「B I」 100万円
- (エ) 同日 「B C」 23万円

前提となる事実(3)及び証拠(甲12・3頁、乙11)によれば、本件元帳の平成28年12月30日欄に「B I」として借方に57万円が、同日欄に同様の記載がされ借方に100万円が、同日欄に「B C」として借方に23万円が、それぞれ記載されていること、被告代表者は、平成30年9月13日に行われた富田林税務署財務事務官による質問応答において、「実の姉であるIやBの社長であるCの個人名を記載した11.30借方1,000,000円、12.30借方570,000円、12.30借方1,000,000円及び12.30借方230,000円の箇所については、普段から両者とYが金銭の貸し借りをしていたことがありまして、その借入金の返済分であり、現金で交付しており、立替金ではありません。」「Iから、交付した現金の用途について、Bの経費の支払に充てたという話があったので、Bの立替金勘定に計上したものです。」と述べたことが認められる。

これらの事実を総合すると、仮に被告が上記金額を支出したとしても、Bに対して支払をしたとは認められない。

- オ (ア) 平成29年2月7日 「B E会計事務所」 3万3244円
(イ) 同月28日 「B E会計事務所」 27万1637円
(ウ) 同日 「B H」 3万円

前提となる事実(3)及び証拠(甲12・3頁、乙4の1・2、7、8、10、11)及び弁論の全趣旨によれば、被告名義の普通預金口座から、平成29年2月7日にEに3万2596円が振り込まれたこと、この振込手数料は648円であったこと、被告名義の当座預金口座から、同月28日にEカイケイジムショ Eに27万1637円が、Hに3万円が、それぞれ振り込まれたこと、Bは、E会計事務所、H司法書士に対し各報酬を支払わなければならなかったこと、本件元帳の平成29年2月7日欄及び同月28日欄にそれぞれ「B (E会計事務所)」として借方にそれぞれ3万3244円、27万1637円が記載されていること、被告代表者は、平成30年9月13日に行われた富田林税務署財務事務官による質問応答において、「B (E会計事務所) 2. 7借方33, 244円及び2. 28借方271, 637円の箇所は、Bの当時の顧問税理士であるE税理士への報酬です。」「B (H) 2. 28借方30, 000円の箇所は、支払を証明できる書類がなく、支払った経緯は分かりませんし、記憶にもありません。」と回答したことが認められる。

以上の事実を総合すると、上記平成29年2月28日の3万円の支払の証拠もあることから、全て被告がBの費用を支払ったと認められる。

- カ 同年3月6日 「B ●●カード」 15万1580円

前提となる事実(3)及び証拠(甲12・3頁、乙5、11、証人C11、12頁)によれば、被告名義の●●カードにより、平成29年1月16日利用分、同月24日利用分、同月26日利用分及び同年2月6日利用分(ホテル●●等)として、合計15万1580円が引き落とされたこと、これらの費用は、Cが岐阜県高山市の病院に入院した際の費用であったこと、本件元帳の平成29年3月6日欄に「B (●●カード)」として借方に15万1580円が記載されていること、被告代表者は、平成30年9月13日に行われた富田林税務署財務事務官による質問応答において、「B (●●カード) 3. 6借方151, 580円の箇所は、書類が残っておらず、分かりませんし、記憶にもないです。」と述べたことが認められる。

これらの事実を総合すると、被告がCの入院した際の費用を支払ったと認められるが、BがCに対して同金額の福利厚生費用を支払わなければならない理由を認めるに足りる証拠はないことから、被告がBに対して支払をしたとは認められない。

- キ 平成29年5月10日 「B 源泉所得税」 2万0420円

平成29年5月10日にBが納付すべき源泉所得税2万0420円が納付されたことは当事者間に争いがなく(原告第2準備書面第2の2(7)イ参照)、証拠(甲12・3頁、乙11)によれば、被告代表者は、平成30年9月13日に行われた富田林税務署財務事務官による質問応答において、「B (源泉所得税) 5. 10借方20, 420円の箇所は、Bの名義で従業員分の源泉所得税を納付したと思うのですが、証明できるものはありません。おそらく領収証はE会計事務所がもっていると思います。」と回答したことが認められる。

以上の事実を総合すると、被告がBの費用を支払ったと認められる。

- (2) 上記(1)の認定に対し、被告はるる主張するが、上記認定した部分以上に被告がBに支払ったと認めるに足りる的確な証拠はないから、これを採用することはできない。
- (3) 上記(1)の認定に対し、原告は、前記第2の2(2)原告の主張アのとおりるる主張する。しかしながら、平成30年9月13日に行われた富田林税務署財務事務官による質問応答での被告代表者の陳述は、本件訴訟に提出された全ての証拠を確認した上で行われたものではなく、限られた証拠を前提に記憶の限度でなされたものと推認することができるから、供述にあいまいな部分が含まれていたとしてもやむを得ず、被告の主張の信用性を弾劾するものとはいえない。また、原告は、前記(1)イ、ウ、オ及びキの各支払につき、証拠によっても債務の内容が明らかでないとか、実際に振込みが行われたとは認められないなどと主張するが、Cの証言によれば、被告がBのためにこれらの支払をしたことは明らかであるし、各証拠は支払の事実を十分に推認するものといえる。したがって、この点についての原告の主張は理由がない。

さらに、原告は、前記第2の2(2)原告の主張イのとおり、平成28年10月31日に堺東年金事務所による差押えにより被告とBとの間で弁済等が禁止されていたと主張する。確かに、平成28年10月31日付けで堺東年金事務所から滞納保険料につき本件請負債権に対する差押えがされたことは認められる(乙6の2)が、その後Bが同滞納保険料を支払ったことが窺われる上(丙12参照)、被告が差押債権者である堺東年金事務所の差押えとの関係で弁済等が禁止されるにとどまり、債権者であるBに対する弁済等が禁止されるわけではないから(民法481条参照)、上記差押えがあったとしても、被告による弁済等が一律に無効になるわけではない。したがって、この点についての原告の主張は理由がない。

- (4) 以上により、被告がBのために支払ったといえる金額は合計1169万5483円となる。

そして、上記金額について、被告がBに清算を求めるなどして回収を図ることなく、自ら負担することを了承したなど特段の事情は認められないことから、将来的にBが被告に対して支払うべき金員であったということができ、したがって、上記金額の限度で、被告が本件請負債権を一部弁済したと認める。

- 3 争点(3)(相殺の可否(自働債権である立替金債権の有無・内容))について

上記2で検討したもの以外に相殺の対象として認めるべき自働債権はない。

- 4 以上によれば、原告の請求は1707万7117円及び遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所堺支部第1民事部

裁判官 蛭名 日奈子

別紙 1 ～ 4 省略